

<同時発表>

環境省中部地方環境事務所、石川県、
長野県、小松市、佐久市の記者クラブ

令和4年8月22日(月)

環境省「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」による

石川県小松市への職員派遣について

このたび、本年8月4日に発生した豪雨災害により、多量の災害廃棄物が発生した石川県小松市を支援するため、環境省の災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）を活用し、長野県佐久市から、同制度に支援員として登録している職員1名を、下記の通り派遣することとなりました。

長野県佐久市は、令和元年東日本台風災害で被災し、災害廃棄物の処理のため、石川県小松市から応援職員の派遣を受けたことから、今回、長野県佐久市から申し出があり、石川県小松市に対し、職員を派遣して支援する運びとなりました。

記

1 派遣職員

佐久市環境部生活環境課 主任 大井大輔

2 派遣期間

令和4年8月24日（水）から8月26日（金）

3 支援内容

災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援

4 業務実施場所

小松市経済環境部環境推進課

(参考) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について

http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/

環境省中部地方環境事務所資源循環課（担当 山際）

※災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の問い合わせ先

電話 052-955-2132（直通） 080-4900-1987（公用携帯）

石川県生活環境部資源循環推進課 電話 076-225-1471（直通）

長野県環境部資源循環推進課 電話 026-235-7187（直通）

小松市経済環境部環境推進課 電話 0761-24-8069（直通）

佐久市環境部生活環境課 電話 0267-62-3094（直通）

- 災害に伴って発生する災害廃棄物の処理は、災害の激甚化が進み、被災した地方公共団体の対応能力を超える事態が多発。
- そのような中、平成23年東日本大震災をはじめとして、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が被災地を支援。
- 災害廃棄物の収集、仮置場の管理運営、災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体撤去など、被災自治体の目線できめ細かく支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献。
- 本制度は、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的に策定。



道路横に積み上げられた災害廃棄物



自治体等支援による災害廃棄物の収集



災害廃棄物の仮置場の管理

【災害廃棄物処理支援員による活動内容】

① 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整

（想定される活動事例）

- 過去の経験に基づく災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等について助言。被災地方公共団体が災害廃棄物処理を進めていくために必要な体制の整備に向けた情報を提供。
- 地方公共団体の自己の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、災害廃棄物の処理先の提案や調整に必要な手続きに関する情報を提供。



災害廃棄物処理の補助金に関する説明の様子
写真提供：東京都

② 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整

（想定される活動事例）

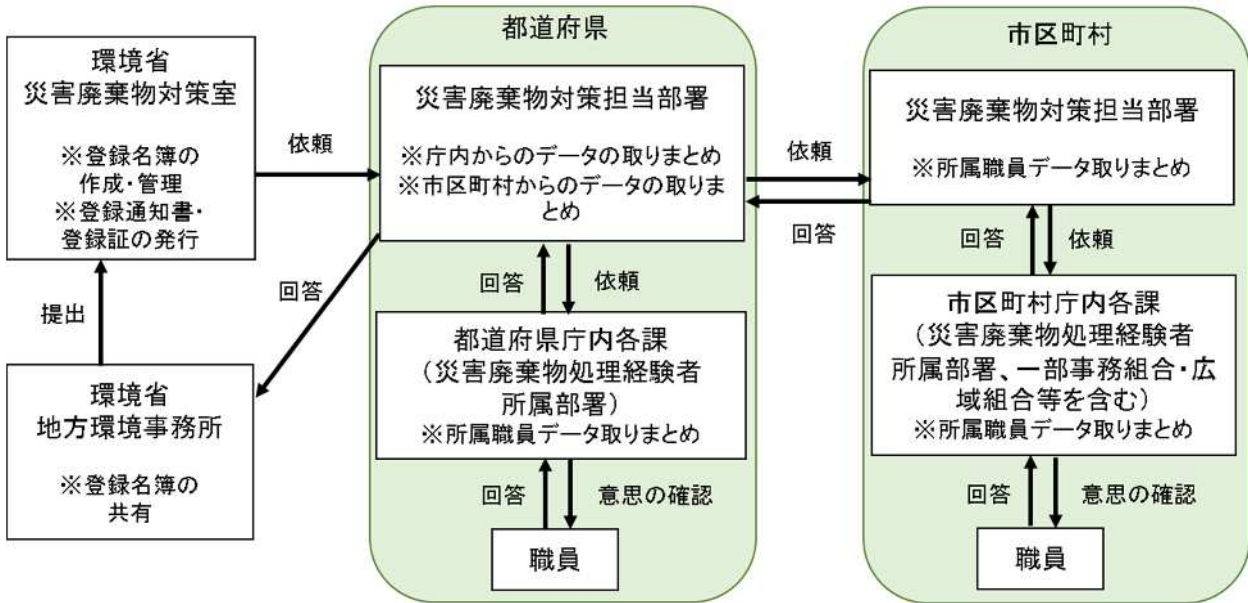
- 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供やアドバイス。
- 災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアへの広報に関するツールの提供やアドバイス。
- 災害廃棄物の収集運搬支援団体への業務の指示やスケジュール管理等の支援。
- 損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要となる書類の作成に関するアドバイス。



災害廃棄物の収集運搬にかかる助言の様子
写真提供：東京都

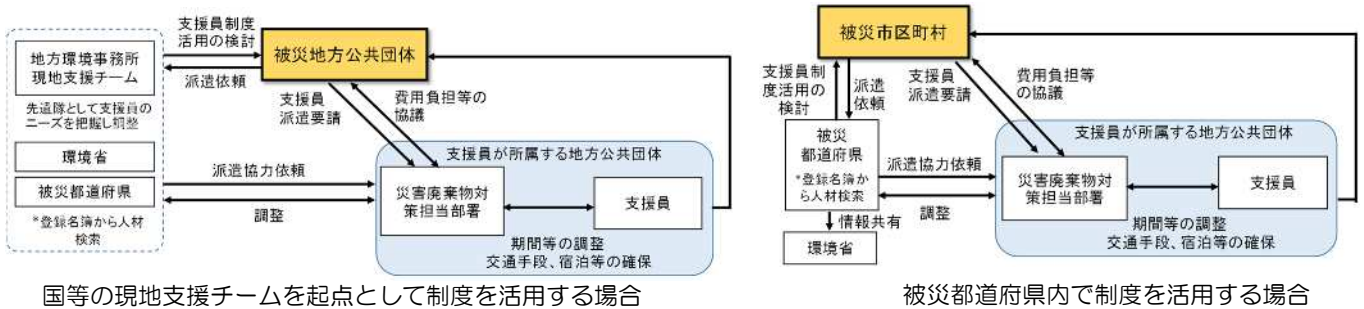
【災害廃棄物処理支援員の登録の流れ】

- 環境省は毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について、全国の地方公共団体へ依頼。
- 地方公共団体の推薦を受けた職員を災害廃棄物処理支援員として登録、名簿を作成。
- 環境省で作成した名簿は、都道府県とも共有。



【災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ】

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



【災害廃棄物処理支援員に対するサポート（研修・訓練）】

- 災害廃棄物処理支援員として登録された職員は、毎年、災害廃棄物処理に関わる法制度や、国や民間事業者の取り組み等の最新動向を学ぶ研修を受講。
- 全国の災害廃棄物処理支援員が集まり、支援の実績や課題及び今後の対応について共有。机上訓練等にも参加し、災害廃棄物処理に関する能力を向上。

- 災害廃棄物処理支援員の推薦にあたり、庁内で災害廃棄物処理の経験等を有する人材を確認するとともに、非常時のリーダーとなりうる人材の把握にもつながる。
- 災害廃棄物処理支援員が実際に活動をすることで、さらなる経験を積み、派遣した地方公共団体にとっても災害廃棄物処理の能力向上が期待。